

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の
推進に関する連携協定書

平成30年1月31日

群馬県農業経営アドバイザー連絡協議会（以下「甲」という。）と公益財団法人群馬県農業公社（以下「乙」という。）は、群馬県及び日本政策金融公庫前橋支店を立会人として農地中間管理事業（以下「本事業」という。）を活用した農用地の集積・集約化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、担い手農業者の経営規模の拡大、農用地の集団化等による農用地利用の効率化及び高度化を図るために、乙の実施する本事業を推進し、もって農業の生産性の向上に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲は、その会員に対し、乙と連携して本事業の周知に努める。

2 乙は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 甲に対し本事業に関する情報提供や事業説明等を行う。
- (2) 甲が主催する説明会等に参画し、本事業に関する情報提供等を行う。
- (3) 本事業を推進するなかで、甲の活動内容の周知に努める。

（公表及び周知）

第3条 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙及び立会人署名の上、各自その1通を保有する。

甲 群馬県農業経営アドバイザー連絡協議会

幹事

天川 洋

幹事

駒井 英樹

幹事

干川 芳男

乙 公益財団法人 群馬県農業公社

理事長

武藤 敏行

立会人 群馬県

農政部長

澁谷 喜久

株式会社日本政策金融公庫前橋支店

支店長

田村 佳隆